

「第二次えびの市環境基本計画（見直し版素案）」に対するご見募集の結果について

「第二次えびの市環境基本計画（見直し版素案）」について令和4年12月9日（金曜日）から令和5年1月10日（火曜日）までの間、市ホームページなどを通じて皆様からのご意見を募集しました。

その結果、1名の方から12件のご意見をいただきました。貴重なご意見をいただき誠にありがとうございます。いただきましたご意見の要旨及びそれに対する市の考え方につきましては、以下のとおりです。

番号	該当ページ	該当箇所・項目等	ご意見の要旨	市の考え方
1	18	第2章 第1節 6.交通	「高速バスの利用者は年間1万3千人に達しています。」と書かれているが、いつのデータなのか記載した方がいいのではないか。コロナ以降、バスの減便等もあり、現状はかなり落ち込んでいると思われる。	ご意見を踏まえて（令和2年度）を追加します。
2	23～24	第2章 第2節 1.地球環境 3）本市のエネルギー対策の取組	「新規導入分」と書かれているが、新規導入の概念が分からない。「説明書き」を入れるか「用語の定義」、又は分かりやすく「〇年度以降増加した・・・」という記載が望ましい。	ご意見を踏まえて、下段に注釈として「新規導入分：FIT制度（固定価格買取制度）開始後（2012年7月）に認定を受けて導入された発電設備」と追記します。
3	33	第2章 第2節 2.自然環境 5）野生動植物 ③県における絶滅危惧種の推移	県のデータだけでなく、市のデータを載せることが望ましい。昨年末に開かれた風力発電の事業者説明会で、参加者が「事業予定地にクマタカの営巣地がある。」と指摘されていた。また、p34では「④本市の自然の宝庫（希少植物）を守る活動」が載せられており、植物だけではなく動物についても、本市の状況を書いて欲しい。	今回の中間見直しは、本市を取り巻く環境や社会状況の変化などを踏まえて行うものです。ご意見については、次期計画の策定時に整理してまいります。
4	36	第2章 第2節 2.自然環境 5）野生動植物 ③特定外来生物	表2-11で「県で確認されている主な特定外来生物」が載せられているが、えびの市で確認されている主な特定外来生物の記載は出来ないか。	特定外来生物については、特定外来生物被害防止基本方針（環境省）を基に県が把握しているものです。えびの市で確認されている主な特定外来生物について、本計画への記載は行いません。

549		<p>第2章 第2節 3.生活環境 4) 水環境の保全 ①水質</p>	<p>「大腸菌群数は、ほとんどの河川で環境基準を満たしていませんが、天候や温度に影響を受け、雨量によっても変化します。」と書かれている。これでは、環境基準を満たしていかなくても良いと開き直ってしまっている。天候や温度に影響を受けるとしても、環境基準を満たせるよう改善を図るべきと考える。どこが原因で大腸菌群数が多くなっているのか調査個所数を増やすなどの対策を検討すべきではないか。</p>	<p>令和3年10月環境省水・大気環境局水環境課「水質汚濁に係る水質環境基準の見直しについて」において「大腸菌群数については、その測定値にふん便汚染のない水や土壌等に分布する自然由来の細菌をも含んだ値が検出されると考えられ、実際に、水環境中において大腸菌群が多く検出されていても、大腸菌が検出されない場合があり大腸菌群数がふん便汚染を的確に捉えていない状況がみられた。一方、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標として大腸菌数があり、大腸菌群に係る環境基準が制定された当時の培養技術では大腸菌のみを簡便に検出する技術はなかったが、今日では、簡便な大腸菌の培養技術が確立されていることから、大腸菌群数については大腸菌数へ見直すことが適当であると考えられた」とあり、環境基準値の項目も「大腸菌数」に見直されています。それに伴いえびの市においても検査項目を大腸菌群数から大腸菌数に変更いたしました。</p> <p>したがって、御意見を踏まえて、「大腸菌群数は、ほとんどの河川で環境基準を満たしていませんが、天候や温度に影響を受け、雨量によっても変化します。」という一文を削除し、50ページ下段の大腸菌群数に関する説明文も削除いたします。</p>
664		<p>第4章 第1節 1.二酸化炭素排出削減の推進 ①施策の推進方法</p>	<p>●の4つ目に、「環境にやさしい次世代自動車」という言葉があるが、どのように定義されているのか分からない。純粋な電気自動車をさしているのか。PHEVやハイブリッド車も含まれるのかどうか。昔の車に比べて燃費が良い車も含まれるのかどうか。燃費が良い車を含むのであれば何km/l以上とするのかなど、定義を明確にすることが求められると思う。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次世代自動車について、枠外に注釈を設けます。</p> <p>次世代自動車：ハイブリッド自動車、EV、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等。</p>

7	64	第4章 第1節 1.二酸化炭素排出削減の推進 ②具体的な取組	表の下から2段目に「次世代自動車などの購入を促進します。」と書かれている。 「促進」という言葉からは、購入資金の何割かを支援するというように受け止めるが、間違いはないか。	「促進」という言葉には、「物事が進むように促すこと」という意味があり、金銭的支援のみに限定されるものではないものと考えます。
8	64	第4章 第1節 1.二酸化炭素排出削減の推進 ②具体的な取組	表の下から1段目に「公共交通機関の利用促進をします。」と書かれている。えびの市に関わる公共交通機関は便数が少ないなど利便性が悪い状態が続いているので、「利便性を高める」ことを追記することが望まれる。「公共交通機関の利便性を高めると共に利用促進をします。」としてはどうか。	公共交通機関の利便性については、上位計画である「第6次えびの市総合計画」において「Rの路線の維持、沿線活性化、路線バス・高速バスの存続等地域公共交通体系の維持されているまちを目指しています。したがって環境基本計画において「利便性を高める」という表現は控えさせていただきます。
9	65	第4章 第1節 1.二酸化炭素排出削減の推進 ③各主体の取組	●の2つ目に「環境家計簿の導入に努めましょう。」と書かれているが、書きすぎではないか。以前から省エネに努めている人も大勢いらっしゃる中で、環境家計簿をつけることまで要求するのは、やりすぎだと思う。この項目は削除すべきと思う。 「環境家計簿」という言葉を残す場合は、次の文にしてはどうか。 「●家庭のエネルギー使用状況を環境家計簿などで把握し、省エネに努めましょう。」 上の文章に変更する場合は、●の1つ目と3つ目をどうするのか検討が必要だと思う。	今回の中間見直しは、本市を取り巻く環境や社会状況の変化などを踏まえて行うものです。ご意見については、次期計画の策定時に整理してまいります。
10	68	第4章 第1節 3.二酸化炭素吸収源対策の推進 ①施策の推進方法	「周知徹底を図ることにより、温室効果ガスの削減しきれない排出量について、森林保全の重要性の理解促進に努めます。」と書かれているが、何を伝えたいのか理解できない。温室効果ガスにはフロンを含め多くの種類があるが、この内、森林が吸収する大半が二酸化炭素だと思われる。よって次の文に変更してはどうか。「周知徹底を図ることにより、二酸化炭素の吸収に役立つ森林保全の重要性の理解促進に努めます。」	ご意見を踏まえて修正します。

11	72	<p>第4章 第2節 2.生態系に配慮した農林業の推進 ③各主体の取組</p>	<p>間伐実施面積の目標値が現況値よりも低くなっているのは問題ではないか。間伐を行い森林を保全することは大切であり、目標値は現況値よりも高く設定すべき。</p>	<p>間伐実施面積については、年度によりばらつきが見られます。過去5年間の実績値は平成29年度が169ha、平成30年度が106ha、令和元年が68ha、令和2年が55ha、令和3年が134haとなっています。当初の第2次環境基本計画においても策定年度の現況値144haに対して目標値は100haでした。林業従事者が高齢化等で減少していく中、達成が現実的であり効果的な目標として100haとしています。</p>
12	80	<p>第4章 第3節 2.生活空間の保全と創出 ③施策の推進方法</p>	<p>上記5 p49の所で記載したが、「大腸菌群数」は、ほとんどの河川で環境基準を満たしていない。「大腸菌群数」を環境基準を満たすよう改善するよう目標設定すべきと考える。「大腸菌群数」は、p50下欄に注釈として「大腸菌群数：尿尿による汚染の有無を直接知る最も重要な指標。」と記載されている。「最も重要な指標」とされているものが、環境基準を大きく逸脱している(二十里橋では基準値の約1.7倍)のだから、改善が必要。また、「大腸菌群数」は多くても「大腸菌数」が少なければ問題ないという考えもあるかもしれないが、河川の水質を良好にするという視点では、「大腸菌群数」を減らすよう努めることが必要ではないか。P96～97に掲げてある「成果指標一覧」にも「大腸菌群数」の追記を求める。</p>	<p>5番において説明してありますが、環境省の旧来の環境基準制定時においてふん便由来の大腸菌の検出技術が確立していなかったため「大腸菌群数」が指標とされていましたが、大腸菌群数がふん便汚染を的確に捉えていないとの理由から指標も「大腸菌群数」から「大腸菌数」に変更されています。従ってp50下段の注釈を削除し、同様の理由で追記は行いません。 なお、上記理由を基に、令和4年度より市内河川の水質調査項目を「大腸菌数」に変更しましたが、全ての河川において環境基準である300CFU/100ml以下でした。</p>